

このまちで ずっと 一緒に。

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども日高信用金庫に対しまして、格別のご支援、ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫の経営内容や業務活動などをより正しく皆さまにご理解いただくために、「ひだかしんきんレポート2014」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、私たちが日々生活している地域社会は、少子高齢化の進展に加え、進学・職場等を求める若者や充実した医療を求める高齢者などの都市部への流出傾向に変化はなく、管内の人口減少傾向は続いております。このような中、長引く景気の低迷から建設業や主要地場産業である軽種馬生産業を含め全般的に厳しい経済環境が続いておりましたが、一部の業種においては道内の緩やかな景気回復の流れを受けて、やや回復傾向の兆しが現れてきております。

これまで、当金庫は、「地域社会の持続的発展に貢献していく」との基本方針の下、地域密着型金融の一層の強化、永続性のある経営基盤の確立、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務展開を目指して参りました。また、地域及び利用者からの信頼を確保し、かつ、相応の地域貢献を果たすためには健全経営が基本であることから、「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス態勢の一層の強化、統合的なリスク管理態勢を万全にし、各種リスク管理の徹底を図るとともに、積極的な情報開示に向け取り組みを強化して参りました。

このように、地域密着型金融や各種施策を積極的に推進した結果、地域の皆さま方のご支援もあり、平成26年3月期の預金残高は、112,689百万円、前期に対して2,750百万円(2.50%)の増加となりました。一方、貸出金残高については、地方公共団体向け融資の減少などから前期に対し19百万円(△0.04%)減少の39,917百万円という実績となりました。収支面では、経常収益は貸出金利息の減少はありましたものの、国債等債券売却益の増加が影響し、前期に対して186百万円増収の2,316百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入などの信用コストの減少が主な要因となり、前期に対して116百万円減少の1,665百万円となりました。これらのことから、当期純利益は前期比260百万円増加し634百万円を確保することができました。金融機関の安全性・健全性を表す自己資本比率は37.14%と依然盤石であり、安心してお取引いただける信用金庫となっておりますので、更なるご利用をお願い申し上げます。

今後も地元金融機関として、地域への貢献、取引先企業へのサポート、お客さま満足度の向上に努めて参りますので、皆さまには倍旧のご指導とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



日高信用金庫
理事長

岡本 豊

平成26年7月

平成25年度事業概況

①事業方針

当金庫は「地域社会の持続的発展に貢献していく」との基本理念の下、地域密着型金融の一層の強化、永続性のある金庫経営の確立、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務展開等を目指して参りました。具体的には、地元各機関が推進している観光客等流入人口増加策や地域産品の高付加価値化への取り組みに対し、日高振興局をはじめ各機関と連携しサポートに努めております。また、地域及び利用者からの信頼を確保し、かつ、相応の地域貢献を果たすためには健全経営が基本であることから、「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス態勢の一層の強化、統合的リスク管理態勢の強化を図って参りました。

地域金融の更なる中小企業への金融円滑化対応に当たっては、期限を迎えた金融円滑化法の趣旨を継承し、外部関係機関との連携による「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」を立ち上げるなど更なる連携の強化を図り、また、職員のコンサルティング能力の向上や取引先との経営課題解決に向けたコミュニケーションを深めるように努めております。

【内部統制システムに係る理事会決議の概要】

役職員の具体的な指針・行動基準を定めた「日高信金行動綱領」について、社会経済環境の変化に伴う信用金庫業界の取組みや提携他社も含めた反社会的勢力との関係遮断に関する取組みを盛り込むため、平成25年6月、平成26年3月に同綱領の一部改正を決議しております。

②金融経済環境

我が国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の所謂「三本の矢」による一体的な取組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっております。

北海道の景気は平成26年3月の日本銀行札幌支店金融経済概況によると、景気は緩やかに回復しているとしておりますが、日高管内では、少子高齢化の進展に加え、進学・職場等を求める若者や充実した医療を求める高齢者などの都市部への流出傾向に変化はなく、管内の生産年齢人口の減少傾向は続いております。

このような中、長引く景気の低迷から建設業や主要地場産業である軽種馬生産業を含め全般的に厳しい環境が続いておりましたが、一部の業種においては道内の緩やかな景気回復の流れを受けて、やや回復傾向の兆しが現れてきております。

③業績

このような経営環境の下で、平成26年3月末の預金積金等残高は112,689百万円、前期に対して2,750百万円、2.50%の増加となりました。一方、貸出金残高については、39,917百万円、前期に対し19百万円、0.04%の減少という結果となりました。

収支面では増収、増益となりました。経常収益は2,316百万円、前期に対し186百万円、8.76%の増加となりました。経常費用は1,665百万円、前期に対し116百万円、6.54%減少しました。この結果、経常利益は651百万円（対前期比303百万円増加）、当期純利益は634百万円（対前期比260百万円増加）の結果となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
経 常 収 益	千円	2,367,718	2,400,103	2,272,795	2,129,591	2,316,266
経 常 利 益	千円	62,280	73,828	△1,154,699	347,798	651,118
当 期 純 利 益	千円	122,095	136,768	△1,417,112	373,137	634,037
出 資 総 額	百万円	345	344	346	348	351
出 資 総 口 数	千口	6,901	6,893	6,924	6,976	7,025
純 資 産 額	百万円	9,532	9,437	8,245	9,156	9,349
総 資 産 額	百万円	113,444	114,130	114,698	120,310	122,945
預 金 積 金 等 残 高	百万円	103,151	103,932	105,433	109,939	112,689
貸 出 金 残 高	百万円	50,739	47,258	44,653	39,936	39,917
有 価 証 券 残 高	百万円	39,756	45,675	48,409	52,321	55,025
単体自己資本比率	%	35.46	37.95	34.48	34.67	37.14
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2	2	2	2	2
役 員 数	人	13	14	14	14	14
うち常勤役員数	人	6	7	7	7	7
職 員 数	人	125	124	123	119	119
会 員 数	人	8,442	8,429	8,421	8,573	8,749



平成26年度事業計画[経営計画]

「新長期経営計画 ひだかしんきん『つなぐ力』発揮」 最終年度計画
～地域の課題解決と持続的発展をめざして～

基本方針

当金庫では引続き創業の原点である「地域にとってなくてはならない信用金庫」として、地域でその存在価値を一層高めていかなければなりません。そのためには、万全のコンプライアンス態勢と統合的なリスク管理態勢のもと、日高信用金庫が持つ「つなぐ力」を更に進化させ、持続性のある経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足をおいた業務展開等を行うため、重点課題と対応方針を定め、地域の持続的な発展に寄与していくことを目指していきます。

具体的には、

- 1 持続性のある経営の確立
- 2 地域密着型金融の一層の強化
- 3 利用者重視と地域貢献に軸足をおいた業務展開
- 4 内部管理態勢の充実・強化

以上を重点課題として、最終年度の長期経営計画を推進していきます。

重点課題

1 持続性のある経営の確立

①事業基盤の維持・拡大 ②収益力の強化 ③人材の育成 ④業務体制の改善 ⑤危機管理への対応強化

2 地域密着型金融の一層の強化

①課題解決型金融の強化

3 利用者重視と地域貢献に軸足をおいた業務展開

①地域貢献による事業基盤の持続可能性の向上 ②地域貢献事業の推進（環境整備、青少年育成、社会福祉等）

4 内部管理態勢の充実・強化

①コンプライアンス態勢 ②顧客保護態勢 ③統合的リスク管理態勢

役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(平成26年6月18日現在)

理事長	岡本 豊	理事	橋坂 兼雄
専務理事	梶川 仁	理事	大針 道生
常務理事	荒木 英文	理事	不動 信之
常務理事	大沼 孝司	理事	菊地 竹勇
常勤理事	菊地 祥二	常勤監事	中島 一良
常勤理事	南 末美	監事	太田 昭二
理事	橘 克弘	員外監事	中村 泰憲

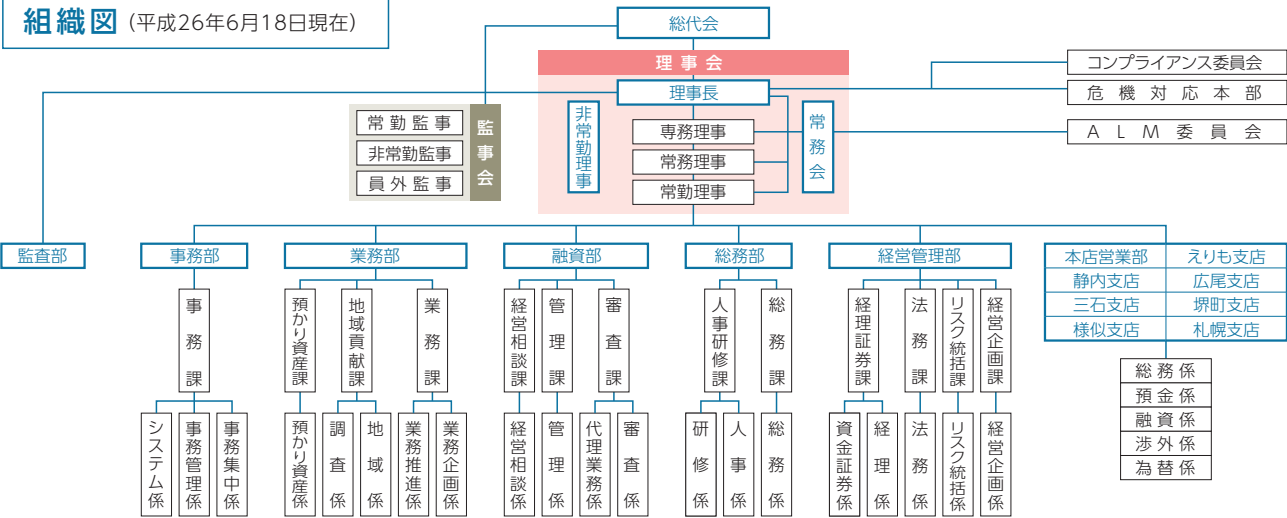


▲常勤役員

理事会・監事会の開催

理事会は平成25年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。
監事会は平成25年度中7回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。
なお、監事はすべての理事会に出席しております。

組織図 (平成26年6月18日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6)短期社債等の取得又は譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人北方領土問題対策協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11)振替業
 - (12)両替
 - (13)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2)当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務



信頼の基礎となるコンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスの徹底を図り、信頼される信用金庫づくりに努めています。

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを基本方針とし、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという消極的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配布するなどを積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

●信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1.信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

●質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

●法令やルールの厳格な遵守

- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

●地域社会とのコミュニケーション

- 4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

●職員の人権の尊重等

- 5.職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

●環境問題への取り組み

- 6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

●社会貢献活動への取り組み

- 7.当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

●反社会的勢力との関係遮断

- 8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等断固たる態度で対応します。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情などの解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 経営管理部 法務課

☎ 0120-078-390

浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

〔受付時間〕当金庫営業日の午前9時～午後5時

〔受付媒体〕電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんさん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんさん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部法務課にご相談ください。

●全国しんさん相談所 （全国信用金庫協会）

電話番号：**03-3517-5825**

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんさん相談所 （北海道信用金庫協会）

電話番号：**011-221-3273**

〒060-0005 札幌市中央区北5西5-2-5

〔受付時間〕信用金庫営業日の午前9時～午後5時 〔受付媒体〕電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんさん相談所または当金庫経営管理部法務課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

リスク管理について

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

内部統制について

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ①理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑥その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

※「内部統制」とは、「企業不祥事の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことを言います。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事を言います。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	128

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」90百万円、「退職慰労金」38百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

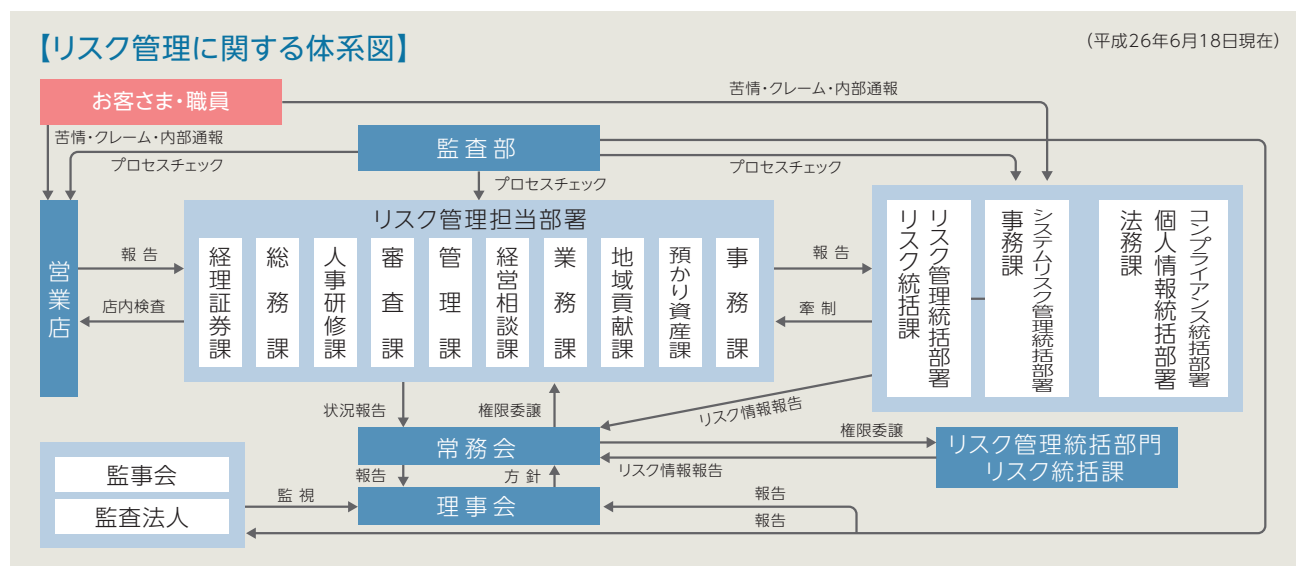
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者を言います。

なお、平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

オペレーション・リスク	信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。
	市場リスク	市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスク及び流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。
	流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。
	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同センターで管理・運営されており、このシステムは、災害時に備え充分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部法務課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しています。
人的リスク	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協賛体制をとっています。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。
人的リスク		人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公平、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、人材の確保及び人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しています。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。



日高信用金庫と地域社会

“ひだかしんきん”は、
地域経済、文化・社会の活性化に向け
積極的に取組んでおります。

地域の
お客さま



地域のお客さまへのご融資について

当金庫は、お客さまからお預入いただいた
預金積金につきましては、お客さまの様々な資
金ニーズに応え、地域経済の活性化に資する
ため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや
地域社会に還元しております。

貸出金残高 399億円 預貸率 35.42%

地域貢献活動

詳細は13、14、17頁をご覧ください。

金融機能の提供にとどまらず、文化、環
境、教育といった面も視野に入れ、広く地
域社会の活性化に向け積極的に取組んで
おります。

- 文化活動 ●奉仕活動
- イベント参加 ●スポーツ振興
- インターンシップ ●ひだかしんきん未来塾
- 北海道日高振興局との包括連携協定

貸出金
相談・支援サービス



日高信用金庫

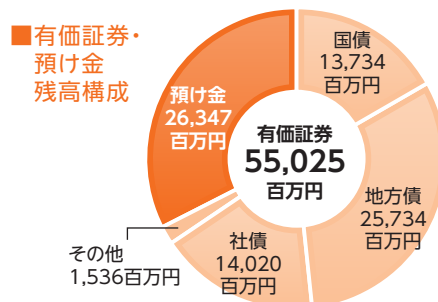
常勤役職員数：126名 店舗数：8店舗

- 業務純益…6億87百万円 ●自己資本額…92億30百万円
- 当期純利益…6億34百万円 ●自己資本比率…37.14%

ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も
行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心にリス
クに配慮した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預
入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用 550億円 預証率 48.82%





当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町及び胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

会員の
皆さま

会員数
8,749名

出資金
3億51百万円

お客さまのご預金について

お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

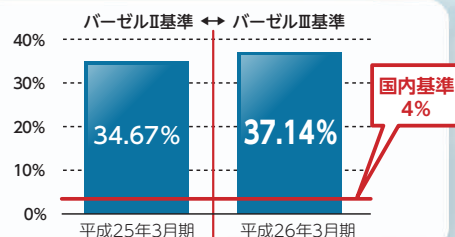
預金積金残高
(譲渡性預金含む)

1,126億円

出資金・預金積金

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は37.14%となっており、国内基準4%の約9倍の水準を維持しております。

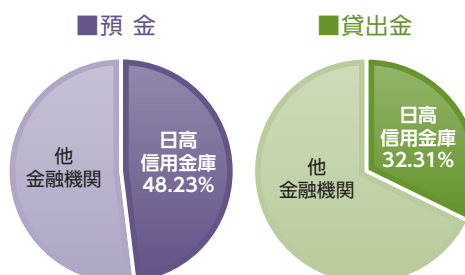


地区内シェア

地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行・信用金庫・信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。



当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

幌泉郡えりも町

浦河郡浦河町

様似郡様似町

※計数は平成26年3月末現在

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 (地域密着型金融推進計画)

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地元金融機関として地域への円滑な資金供給にとどまらず、地域経済の活性化、地域の持続的発展に貢献していくことが使命であると捉え、地域密着型金融を恒久的な重点課題として取組むこととしております。

具体的には、取引先企業への経営支援や創業・新規事業への支援のため、当金庫のコンサルティング機能の強化、関係機関との連携を図っております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 平成24年12月21日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』として認定を受けました。
- 地域の面的再生を促進する観点から、地域の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的とし、北海道財務局、北海道経済産業局、自治体、北海道中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、地域金融機関、経営支援機関、専門家等が連携する『北海道中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成24年9月20日付で登録しました。
- また、北海道が主管となり、地元金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の特性や企業ニーズに応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を目的とした、『地域中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成25年5月14日付で登録しました。
- さらに、当金庫が主体となって、地域の関係機関の連携を一層密にするために、平成25年5月17日付で『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』を構築し地域の中小零細企業やお取引先の経営改善や事業再生に向けた支援態勢を整備しております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

【創業・新規事業開拓の支援】

- 創業や新事業への展開を考えている先へ、積極的なアプローチを展開しました。創業・新事業への融資支援は、3先、402百万円となりました。また、創業・新事業に対する助成支援「地域需要創造型起業・創業」補助金事業（北海道中小企業総合支援センター）の取扱い実績は、5先23百万円となりました。

【成長段階における支援】

- 北海道日高振興局との包括連携協定事業を通じて、『日高産品取引商談会』を開催しました。管内17事業者が参加し、商談成立が5件、商談継続中が21件となっております。
- 全国信用金庫協会から提供される「ビジネスマッチング情報」を各営業店経由で情報提供を行いました。また、事業拡大等に向けた資金需要に対応するため、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）を積極的に推進しました。流動資産担保融資（ABL）における融資実績は、1件、1百万円となっております。

【経営改善・事業再生等支援】

- 経営改善支援機能のひとつとして、中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した外部専門家派遣による支援先は10先の実績となっております。
- また、中小企業事業再生支援協議会を活用した事業再生支援を実施した先はありませんでしたが、継続した取組みを実施し、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業を活用した外部専門家と連携した支援に努めて参りました。
- 今後も、取引先からの相談に対して真摯に取組み、実態を踏まえた貸出金の条件変更等のほか取引先企業の経営課題解決に向け『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』のほか各種ネットワークを積極的に活用した経営支援を引き続き行うこととしております。
- 経営改善計画策定支援実績は、経営改善計画策定支援先15先となっております。

4. 地域活性化に関する取組み状況

- 地域の情報収集を図ることを目的とした「地域交流会」は、本店営業部をはじめ各店で開催しました。開催時には、各町の役場、商工会議所、商工会、漁業組合の参加をいただきました。
- 日高地域の活性化に向け、北海道日高振興局との包括連携協定内容に基づき、「日高産品取引商談会」、「日高観光セミナー」など、各種事業を積極的に推進して参りました。

5. 地域貢献活動

【金融経済教育の推進】

- インターンシップの引受け実績2件（えりも高校、静内高校）
- 金融教育の一環として7月17日に企業面接指導（静内高校4名参加）、11月21日に進路研究会講演（浦河高校47名参加）を実施しました。また、高齢者等へは金融被害の未然防止のため、各営業店で行う行事毎に啓蒙活動を行いました。

【社会福祉事業】

- 老人福祉施設等へ車いす6台、福祉センターへプロジェクター用スクリーン1台、生活支援ハウスへホームペーカー2台他をそれぞれ寄贈いたしました。

【青少年育成事業】

- 5月4～5日に少年サッカー大会を新ひだか町において24チームが参加し開催しました。
- 9月7～8日に少年野球大会を様似町において12チームが参加し開催しました。

【学生モニター制度】

- 平成25年度は新たに3名の学生モニターを委嘱し合計で13名となりました。
- 年3回のレポート提出と平成26年3月には報告会（5名参加）を実施しました。創設の目的である、若い世代からの金庫業務を含む地元地域に対する貴重な意見を多数頂きました。

経営改善支援の取組み実績【平成25年4月～平成26年3月】

(単位: 先、%)

	期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 B	Bのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 C	Bのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 D	Bのうち 再生計画を 策定した先数 E	経営改善支援 取組み率 B / A	ランクアップ率 C / B	再生計画 策定率 E / B
正 常 先 ①	514	58		43	4	11.2		6.8
要 注 意 先								
うちその他要注意先②	143	70	4	55	19	48.9	5.7	27.1
うち要管理先③	5	5	—	5	3	100.0	—	60.0
破 綻 懸 念 先 ④	87	62	2	59	48	71.2	3.2	77.4
実 質 破 綻 先 ⑤	32	21	1	18	4	65.6	4.7	19.0
破 綻 先 ⑥	21	—	—	—	—	—	—	—
小 計 ② ～ ⑥	288	158	7	137	74	54.8	4.4	46.8
合 計	802	216	7	180	78	26.9	3.2	36.1

(注) 1. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主含む）で、地方公共団体および個人ローン・住宅ローンのみは含みません。

2. 経営改善支援取組み先で期中に返済を完了した債務者は、ランクアップほかの項目には含めません。

3. 「要管理先」から「その他要注意先」に移行した場合はランクアップ、「その他要注意先」から「要管理先」に移行した場合は「ランクダウン」として区分しています。

4. 期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めません。



地域金融円滑化への取組み

日高信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人のお客さまに必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切にリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮して参ります。

I. 地域金融円滑化のための基本方針

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参ります。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、金融円滑化実施に必要な体制の整備を図っております。

- (1)金融円滑化を実効性あるものとするために、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を制定し、融資部担当理事を「金融円滑化管理責任者」、営業店の店舗長を「金融円滑化責任者」とした組織体制を整備しています。(平成22年1月19日から実施)
- (2)お客さまからのお問い合わせやご相談、ご要望に適切かつ十分に対応するため、各営業店並びに融資部審査課に「金融円滑化相談窓口」を設置しています。また、経営管理部法務課に専用の苦情相談窓口を設置し、対応の充実に努めて参ります。(平成22年1月19日から実施)
- (3)お客さまの経営課題に対する適切なご支援につきましては、営業店が融資部経営相談課と連携し、これまでと同様きめ細やかに対応して参ります。また、中小企業再生支援協議会などの専門家のご紹介、日高振興局と連携したセミナーの開催や地域資源を活かした新たな事業の創設・人材の育成など経営力の向上支援事業に取り組んで参ります。(平成21年7月に日高振興局と包括連携協定を締結)
- (4)お客さまの事業価値をしっかりと見極め、的確に評価できる能力や人材の育成に努めて参ります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めて参ります。

4. お客さまの事業の改善または再生に向けた支援を適切に行うための体制整備

当金庫は、貸付条件の変更等を行ったお客さまの事業についての改善または再生支援に向け、積極的かつ適切なコンサルティング機能を発揮するために必要な体制整備を図って参ります。

- (1)お客さまの経営改善または再生に向けた取組みについては、営業店が融資部経営相談課等と連携し、支援する体制としております。
- (2)当金庫では、貸付条件の変更等を行ったお客さまについて、事業の改善または再生の状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を適切に行い、お客さまの主体的な取組みを支援するため、必要に応じて最適な経営課題を解決するための方策等をご提案することに努めて参ります。
- (3)お客さまと当金庫のみでは解決が困難な課題には、税理士や弁護士、中小企業再生支援協議会等の外部専門家や外部機構等と連携しながら、お客さまに最適な再生手法等をご提案することに努めて参ります。
- (4)お客さまにご提案した再生手法等の内容については、理解と納得性を高めるため、適切かつ十分な説明に努めて参ります。

お客さまからのお借入れ条件の変更等に関する苦情相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

●日高信用金庫 経営管理部 法務課

☎ 0120-078-390 [受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

中小企業や個人事業主のお客さまの資金繰り(ご返済条件の変更等を含む)および住宅資金をご利用のお客さまのご返済条件の変更等に関するご相談につきましては、最寄りの営業店および次の「金融円滑化相談窓口」にて承ります。

●日高信用金庫 融資部 審査課

☎ 0146-22-7661 [受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

II. 貸付条件の変更等の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び債権額は以下のとおりです。

(単位:件、百万円)

	債務者が中小企業者である場合						債務者が住宅資金借入者である場合					
	平成25年3月末		平成25年9月末		平成26年3月末		平成25年3月末		平成25年9月末		平成26年3月末	
	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額
貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた貸付債権	1,297	12,515	1,477	13,696	1,673	14,870	16	141	16	141	18	160
うち、実行に係る貸付債権	1,208	11,282	1,374	12,196	1,576	13,332	13	113	13	113	14	130
うち、謝絶に係る貸付債権	60	656	65	694	77	1,019	2	24	3	28	3	28
うち、審査中の貸付債権	14	123	23	352	4	9	1	3	—	—	1	2
うち、取下げに係る貸付債権	15	453	15	453	16	508	—	—	—	—	—	—

北海道日高振興局との包括連携協定事業

北海道日高振興局と当金庫は、産業振興に向けてお互いの得意分野を活かした積極的な連携、協力を行い、日高地域の活性化に向けた取組みを行っております。

地元企業の発展は地域発展の大きなファクターとなります。今後も「地域にとってなくてはならない信用金庫」として、北海道日高振興局と手を携え、地域発展に少しでも貢献できるよう努めて参ります。

連携協定の内容

- | | | |
|---------------------|-------|----------------------------------|
| 1 地域資源を活かした新たな事業の創出 | 事業企画案 | 新分野進出や起業家への支援、農商工連携に向けた取組みへの支援 等 |
| 2 地元企業の販路開拓や取引機会の拡大 | 事業企画案 | 日高の加工品等の販路拡大支援やPR 等 |
| 3 日高地域のブランド化推進 | 事業企画案 | 日高の資源を活用した新商品開発等の支援、日高観光のPR 等 |
| 4 地域経済を担う人材の育成 | 事業企画案 | 産業人材の育成、学校教育への協力 等 |
| 5 その他、両者の協議により定める事項 | | |

連携協定

2

「地元企業の販路開拓や取引機会の拡大」に係る事業

●平成25年度日高産品取引商談会 [平成25年9月25日]

日高産品の販路拡大と商品企画力の向上を図るため、地域の食品製造業者や生産者と道内外のバイヤー等との取引商談会を開催いたしました。即日の商談成約や商談の継続等もあり、盛況のうちに終了いたしました。

また、製品開発や高付加価値化を支援するため「総合相談会」を併せて開催しました。

なお、「日高産品取引商談会」は平成26年度も開催を予定しております。



連携協定

3

「日高地域のブランド化推進」に係る事業

●日高観光セミナー [平成26年3月4日]

日高管内においては、特に観光客が秋、冬期間に減少するため、リピーター等の誘客を促進する必要があることから、地域間や産業間で連携して今後の推進を担う人材を発掘しながら、地域資源を活かした商品開発を進める等、食と観光の連携による取組みを充実させ、管内の魅力を高めて地域活性化を図るためのセミナーを開催しました。セミナー当日は、講師の佐藤氏、米倉氏からコミュニティ放送局を中心とした地域コミュニティ再生への取組みについて、お話しいただきました。

また、講演に引き続き、日高地域パエリア協議会で開発したオリジナルのパエリア試食会が行われ、味や提供価格などについての試食会アンケートを行いました。今後は、管内の各飲食店がオリジナルのパエリアを育てていき、日高を訪れたお客さまに喜んでいただけるものを提供していきたいとしております。



●第一部：講演「留萌における地域主体の資源開発～情報発信から情報伝達へ～」

株式会社エフエムもえる

代表取締役社長 佐藤 太紀 氏

主 任 米倉 礼子 氏

●第二部：日高パエリア試食会

日高地域パエリア協議会



地域の皆さまとの文化的・社会的つながり

「まごころ ふれ愛」をスローガンに掲げ、地域の皆さまと当金庫のコミュニケーションの場として、各地域の催しに積極的に参加させていただいております。

文化活動

- 25年 4月15日～7月21日 ● エンドレスフィメール作品展(絵画展)
【本店営業部】
- 25年 7月22日～10月28日 ● 南 建雄氏作品展(写真展)
【本店営業部】
- 25年 8月21日～9月20日 ● 安保書道教室作品展(書道展)
【えりも支店】
- 25年11月 1日～26年1月17日 ● なずなの会作品展(水彩画展)
【本店営業部】
- 25年11月 5日～12月12日 ● 夢の国幼稚園作品展(絵画展)
【堺町支店】
- 26年 1月20日～5月 2日 ● オービック・タッド氏作品展(写真展)
【本店営業部】



【奉仕活動】
浦河町交通安全街頭啓発運動

奉仕活動

- 25年 4月10日 ● 浦河町交通安全街頭啓発運動
【本店営業部・堺町支店・本部／60名参加】
- 25年 5月18日 ● 町内清掃活動(山手・高砂地区)
【静内支店／16名参加】
- 25年 6月 6日 ● 店舗周辺清掃活動【札幌支店／7名参加】
- 25年 6月 9日 ● えりも岬緑化事業60周年記念事業植樹
【えりも支店／3名参加】
- 25年 6月13日 ● 交通安全旗のなみ作戦【様似支店／13名参加】
- 25年 6月23日 ● 第10回ルート336花壇作り【広尾支店／7名参加】
- 25年 8月 3日 ● 町内清掃活動(本桐地区)
【三石支店／10名参加】
- 25年10月 5日 ● えりもイキイキ森林づくり事業
【えりも支店／3名参加】



【奉仕活動】
えりも岬緑化事業60周年記念事業植樹

イベント参加

- 25年 7月 7日 ● 第19回みつし蓬萊山まつり【三石支店／10名参加】
- 25年 7月27日 ● 第28回シンザンフェスティバル
【本店営業部・堺町支店・本部／30名参加】
- 25年 8月 3日～4日 ● 第43回アポイの火まつり
【様似支店／13名参加】
- 25年 8月14日 ● 第58回十勝港まつり【広尾支店／8名参加】
- 25年 8月15日 ● みつし納涼花火大会【三石支店／10名参加】
- 25年10月 6日 ● 第32回えりも海と山の幸フェスティバル【えりも支店／1名参加】



【第4期ひだかしんきん未来塾】
第4回勉強会

インターンシップ

- 25年 7月 3日～4日 ● 高校生向け職場体験学習
えりも高校2年生【えりも支店】
- 25年 9月26日～27日 ● 高校生向け職場体験学習
静内高校2年生【静内支店】



【第4期ひだかしんきん未来塾】
第5回勉強会

第4期ひだかしんきん未来塾

- 25年 6月 8日 ● ひだかしんきん未来塾 第4回勉強会
テーマ:「地域を語る」経営の回想録
講 師: ㈱細道コンサルタント 代表取締役 久保 佳幸 氏
- 25年 8月21日 ● ひだかしんきん未来塾 第5回勉強会
テーマ:「北海道ならびに十勝、日高地区における太陽光発電の可能性と国の再生エネルギー政策について」
講 師: OFFICE KOM(株) 代表取締役 小室 雄次 氏
- 26年 1月15日 ● ひだかしんきん未来塾 第6回勉強会
テーマ:「IT技術を利用した営業戦略」
講 師: 中小企業診断士事務所 アントレCS 代表 田中 修身 氏



【第4期ひだかしんきん未来塾】
第6回勉強会

総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第92期通常総代会の開催

平成26年6月18日、第92期通常総代会を開催し、次の報告事項及び決議事項が原案どおり承認されました。

(総代総数77名：出席総代数77名、うち委任状によるもの16名)

● 報告事項

第92期業務報告書、貸借対照表、損益計算書報告の件

● 監査報告

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 理事および監事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 理事および監事の報酬総額の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長をはじめとする役員が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

日高信用金庫総代名簿

平成26年7月1日現在
定員80名：総数80名

浦河地区 定数21名 総数21名

上 埜 哲男	上 田 正則	橋 本 茂雄
三 島 信男	小 林 孝範	秋 山 靖典
梶 田 利明	木 下 浩一	大 谷 仁
佐 藤 尚志	赤 澤 正三	久 保 佳幸
野 畑 直高	佐 藤 興	小 西 俊充
福 井 州持	木 田 尚孝	武 田 豊
伏 木 達之	大 野 好彦	甲 谷 賢一

静内地区 定数18名 総数18名

二 本 柳 重人	平 野 井 裕	阿 部 幸男
出 口 博正	土 屋 祐喜	村 田 修
河 原 秀幸	長 浜 和也	佐 藤 雅裕
木 村 春夫	落 合 俊英	河 田 貢
藤 沢 一雄	近 藤 忠義	嵐 仁
不 動 新作	大 森 康正	植 村 訓浩

三石地区 定数9名 総数9名

高 野 久光	八 木 一洋	馬 場 陽介
梶 村 司	橋 本 誠治	中 村 一重
出 口 弘史	秋 田 満	中 村 大志

様似地区 定数10名 総数10名

工 藤 仁	小 嶋 仁	仲 野 貢司
酒 井 健二	島 田 一省	田 中 正之
山 本 康仁	高 橋 求幸	
辻 弘毅	池 田 尚登	

えりも地区 定数9名 総数9名

荒 木 義廣	白 川 千恵子	犬 山 康成
西 川 一郎	三 木 田 順治	坂 田 充
大 坂 庄吉	匂 坂 将史	山 形 弘

広尾地区 定数11名 総数11名

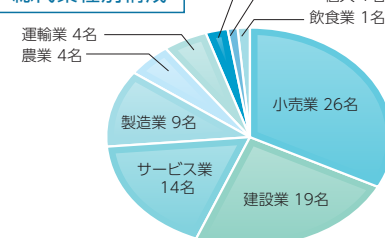
石 山 泰三	山 本 満	近 藤 史和
高 坂 光則	眞 清	亀 田 卓司
二 口 繁	齊 藤 政明	尾 矢 利昭
濱 中 和行	中 川 貢範	

札幌地区 定数2名 総数2名

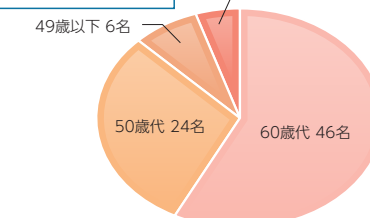
守 屋 信恵	山 口 志郎
--------	--------

(順不同、敬称略)

総代業種別構成



総代年齢構成





総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は平成28年6月30日までです。
- 総代の定数は80人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成26年7月1日現在の総代数は80人で、会員数は8,786人(平成26年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

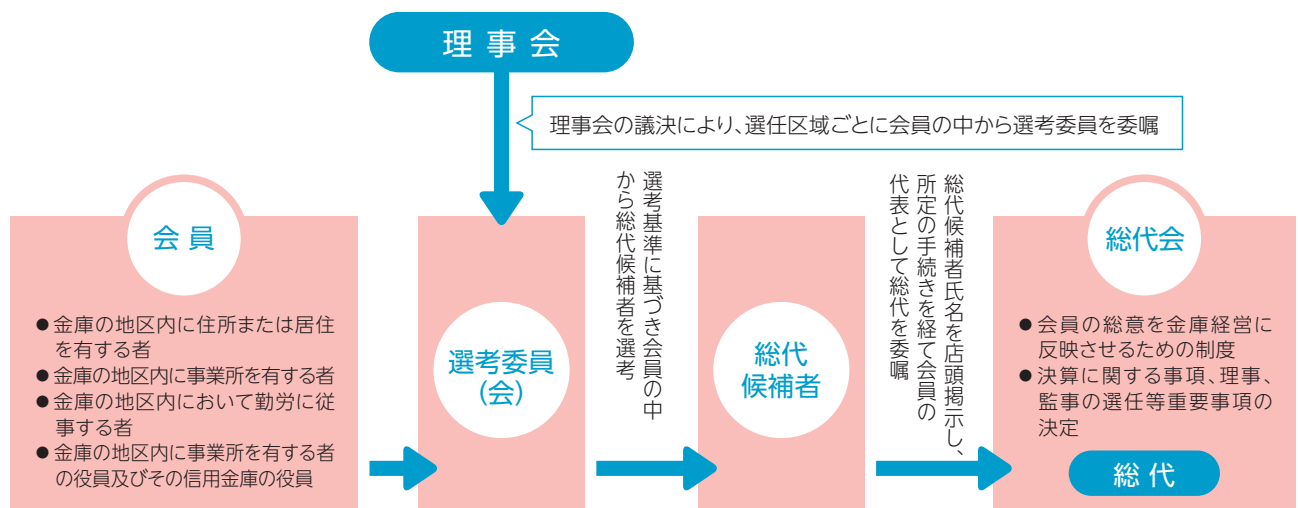
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえ当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、各選任区域ごとに会員数に応じて総代の定数を定めています。



地域貢献継続事業

地域の皆さまとの関わりを大切にしたいと、当金庫は各種地域貢献事業に取り組んでおります。今後も「青少年育成」、「環境整備」、「社会福祉」の各事業や文化、教育など、さまざまな地域での取組みに対し積極的に参加して参ります。

青少年育成事業

【少年サッカー、野球大会、学生モニター制度】

- 青少年の健全な育成を目的に、平成25年5月4日、5日の2日間、「静内ロータリークラブ」さまとの共催により、「桜舞（オーマイ）サッカーフェスティバル」を開催しました。また、平成25年9月7日、8日の2日間には日高しんきん杯少年軟式野球大会を様似町にて開催しました。



▲日高しんきん杯少年軟式野球大会



▲桜舞（オーマイ）サッカーフェスティバル



▲学生モニター委嘱式

- 創立90周年を機に、若い方々の視点で「地域」「当金庫」など、当地域から離れ、改めて地域の良さを認識し、提言していただく事を目的に、平成23年3月18日に「学生モニター制度」を設立しました。平成25年度も新たに3名の学生モニターを委嘱し合計で13名となりました。平成26年3月には本店で学生モニターとの報告会を実施しました。

環境整備事業

【植樹、清掃活動】

- 環境保護を目的に、浦河町をはじめとする日高管内等の営業店設置の5町において、「桜」「ツツジ」などの植樹を行いました。環境整備事業は、今後も継続して取り組んで参ります。
- 各営業店では、春先から年3回程度の清掃活動を行って参りました。平成25年10月5日に当金庫役職員一同で、様似支店周辺の清掃活動を実施しました。

5月 1日	浦河町「アエル中庭に桜の植樹」
5月 19日	様似町「栄町の国道沿いにツツジの植樹」
5月 20日	新ひだか町 「静内川右岸緑地公園にツツジの植樹」
5月 25日	広尾町「大丸山公園にツツジの植樹」
6月 13日	えりも町「庶野桜公園に桜の植樹」



▲うらかわ優駿ビレッジAERUでの植樹の模様

社会福祉事業

【車いす等の寄贈】

- 社会福祉を目的に、浦河町をはじめとする日高管内等の営業店設置の5町において、福祉施設などへ車いす等の寄贈を行いました。社会福祉事業は、今後も継続して取り組んで参ります。

4月 19日	浦河町「社会福祉施設浦河愛生会」へ車いすの寄贈
5月 20日	新ひだか町「三石国民健康保険病院」へ車いすの寄贈
7月 19日	様似町「老人ホーム様似ソビラ荘」へ車いすの寄贈
8月 15日	えりも町「福祉センター」へプロジェクター用スクリーンの寄贈
8月 23日	広尾町「生活支援ハウスなごみ」へスチームクリーナー他の寄贈



▲広尾町「生活支援ハウスなごみ」へスチームクリーナー他の寄贈



様似町「老人ホーム様似ソビラ荘」へ車いすの寄贈▶



当金庫のあゆみ

大正

昭和

10年 4月 有限責任浦河信用組合設立
初代組合長北川貞七就任、組合員150名
 6年 9月 創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催
 10年 4月 組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる
 16年 3月 創立20周年、期末預金残高344,023円、
貸出金残高94,301円、出資金65,118円、
組合員数530名
 19年 3月 市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
 24年10月 幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張
 25年 4月 中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
 9月 様似支所オープン
 27年 2月 信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更
並びに名称変更
 5月 新冠郡新冠村に営業地区拡張
 7月 幌泉支店オープン
 8月 静内支店オープン
 28年 4月 三石支店オープン
 30年10月 本店新築落成、創立35周年記念式典挙行
 33年 4月 広尾郡広尾町に営業地区拡張
 5月 広尾支店オープン
 36年 7月 創立40周年記念式典挙行
 11月 歌笛出張所オープン
 39年 2月 幌泉町指定金融機関の指定受く
 42年 3月 浦河町指定金融機関の指定受く
 6月 三石町指定金融機関の指定受く
 44年11月 本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行
 45年10月 幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称
 48年 5月 広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張
 49年 4月 様似町指定金融機関の指定受く
 50年10月 北海道信金共同事務センター加盟、
本店営業部普通預金オンライン化実施
 53年12月 日本銀行と当座預金取引開始
 54年12月 日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く
 55年11月 山手支店オープン
 56年10月 北海道信金共同事務センター新総合オンライン
システムへ移行
 10月 創立60周年記念式典挙行
 12月 「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入
 57年 9月 堺町支店オープン
 58年10月 証券業務の国債窓口販売の取扱開始
 59年 6月 本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始
 10月 大通支店オープン
 59年12月 預金残高500億円達成
 61年 1月 浦河町役場内に店舗外ATM設置
 10月 江差信用金庫と姉妹金庫提携
 62年11月 浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置
 63年10月 北海道信金共同事務センター第三次オンライン
システムへ移行
 12月 歌笛出張所店舗新築オープン
 平成
 2年 4月 静内支店店舗新築オープン
 3年10月 創立70周年記念式典挙行
 4年 3月 創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行
(新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町
に1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)

平成

4年 8月 歌笛出張所が歌笛支店に昇格
 8年 2月 浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器贈呈
 9年 5月 平成8年度の消防関係車輜寄贈
(日高東部消防組合えりも支署)
 10年 1月 平成9年度の消防関係車輜寄贈
(南十勝消防事務組合広尾消防署)
 7月 平成10年度の消防関係車輜寄贈
(日高中部消防組合静内消防署)
 11年 2月 西暦2000年問題対策委員会発足
 9月 為替集中システム運用開始
 10月 平成11年度の消防関係車輜寄贈
(日高中部消防組合三石支署)
 12年12月 平成12年度の消防関係車輜寄贈
(日高中部消防組合新冠支署)
 13年 4月 モバイルバンキングサービス取扱開始
 8月 保険窓販業務取扱開始
 9月 預金残高1,000億円達成
 10月 平成13年度の消防関係車輜寄贈
(日高東部消防組合浦河消防署)
 11月 創立80周年記念式典挙行
 14年 8月 コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
 10月 生命保険窓販業務取扱開始
 10月 平成14年度の消防関係車輜寄贈
(日高東部消防組合様似支署)
 12月 パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
 15年 3月 当金庫ホームページを公開
 7月 マックスバリュ静内店内に店舗外ATM設置
 10月 三石支店移転オープン
 16年 6月 アイワイバンク銀行とATM提携
 7月 「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
 11月 決済用普通預金取扱開始
 17年 6月 「ひだかしんきん未来塾」開講
 10月 印鑑照合システム導入
 18年 2月 WEBバンキング取扱開始
 7月 (株)北海道しんきん情報サービスが替発信業務委託
 8月 札幌事務所オープン
 19年 7月 歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
 9月 札幌支店オープン
 21年 7月 北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との
包括連携協定締結
 7月 為替集中システムスキャナー方式へ移行
 9月 共通印鑑制度導入
 22年 5月 預金口座振替依頼書イメージ登録システム導入
 8月 新ひだか町静内地区および様似地区の店舗統廃合
を実施し、山手支店および大通支店営業終了
 23年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入
 3月 日高信用金庫学生モニター制度創設
 4月 創立90周年記念事業「記念植樹と福祉施設への車いす
寄贈」(新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、広尾町)
 10月 創立90周年記念式典挙行
 24年 3月 歌笛出張所ATM稼働終了
 11月 ICキャッシュカード取扱開始
 12月 「経営革新等支援機関」として認定受く
 25年 2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始
 25年 5月 「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立

